

(証券コード 7585)

2023年9月8日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目1番1号

株 式 会 社 かんなん丸

代表取締役社長 野々村 孝志

## 第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://kannanmaru.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IR資料室」「定時株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「かんなん丸」又は「コード」に当社証券コード「7585」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、同封の書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年9月25日（月曜日）午後6時までには到着するようにご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年9月26日（火曜日）午前10時  
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目1番1号  
当社 本店3階

### 3. 目的事項

**報告事項** 第46期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 補欠監査役1名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

**株主総会当日にお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 事業報告

(2022年7月1日から  
2023年6月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における外食産業は、前事業年度から続く新型コロナウイルス感染症による2022年7月から9月にかけての第7波、同年11月から翌年2月にかけての第8波の影響によって、ご来店による店内飲食の低迷期間がありました。政府による新型コロナウイルス感染症の取り扱いが感染症法上の5類に移行したことで、行動制限が緩和され徐々にコロナ禍以前への回復の兆しが見えてきました。一方で、不安定な国際情勢を背景としたエネルギーコストの上昇、世界的な物価上昇による原材料費や水道光熱費の高騰、また人手不足に起因する人件費の上昇が懸念され、依然として経営環境は厳しい状況となっております。

こうした状況の下、当社は、前事業年度より進めてまいりました事業ポートフォリオの組替えを進めております。同時に運営店舗と抜本的なコスト構造の見直しを図り、環境の著しい変化下においても利益を創出できる店舗体制づくりを進めております。

当社が主力として運営しております居酒屋業態においては、飲食店でご飲食する素晴らしさを感じていただけるように、企業理念を具現化するための20項目を定めてスタッフ全員が一丸となって取り組み、お客様に笑顔でお帰りいただくように注力しております。さらに第2四半期会計期間より導入しましたミステリーショッパーによるお客様の声を店舗の営業に活かすことによって一人でも多くのお客様にご来店いただけるお店づくりに取り組んでおります。また採用においても、リファラル採用の拡充やSNSを活用した新たな取り組みも進めております。

店舗戦略において当期は「庄や」2店舗を自社ブランドである「じんべえ太郎」へ業態変更を行いました。また、大型店で宴会中心の運営をしていた「日本海庄や武蔵浦和店」を3つの業態に転換し再生を図るため、期末にて営業を終了しました。また不採算店1店を閉店しました。

この結果、当事業年度末の店舗数は、大衆割烹「庄や」17店舗、「日本海庄や」3店舗、カラオケルーム「うたうんだ村」1店舗、大衆すし酒場「じんべえ太郎」7店舗、Italian Kitchen「VAN SAN」2店舗の合計

30店舗となっております。

以上により、当事業年度の業績は、売上高1,335,656千円（前期比124.0%増）、売上総利益905,093千円（同125.0%増）、営業損失は343,886千円（前期は営業損失558,971千円）となりました。

経常損失は334,258千円（前期は経常損失57,203千円）となり、税引前当期純損失は291,413千円（前期は税引前当期純損失6,048千円）となり、当期純損失は295,508千円（前期は当期純損失10,249千円）となりました。

当社は、料理飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

部門別売上高は次のとおりであります。

（単位：千円）

区 分	売 上 高	構 成 比
庄 や 部 門	721,818	54.0%
日 本 海 庄 や 部 門	266,485	20.0
V A N S A N 部 門	142,171	10.6
じ ん べ え 太 郎 部 門	205,181	15.4
合 計	1,335,656	100.0

（注）1. 上記金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 庄や部門には、カラオケルーム「うたうんだ村」が含まれております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は179百万円で、業態変更及び既存店舗の改装に係る投資であります。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度の所要資金につきましては、株式会社埼玉りそな銀行より50百万円、株式会社日本政策金融公庫より150百万円の借入を行っております。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 43 期 (2020年6月期)	第 44 期 (2021年6月期)	第 45 期 (2022年6月期)	第 46 期 (当事業年度) (2023年6月期)
売上高(百万円)	2,248	680	596	1,335
当期純損失 (△) (百万円)	△625	△491	△10	△295
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△164.15	△128.96	△2.69	△77.53
総資産(百万円)	2,162	1,764	1,772	1,681
純資産(百万円)	1,692	1,180	1,171	854
1株当たり純資産額(円)	443.94	309.78	307.35	224.26

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第45期から適用しており、第45期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### ③ その他

当社は2022年9月1日付で連結子会社である株式会社しんしん丸を吸収合併しております。

#### (4) 対処すべき課題

コロナ禍を経て、お客様の飲食店利用に関して、生活スタイルの変化や大人数での宴会利用、二次会利用の減少等大きな変化が起きました。また、不安定な国際情勢を背景としたエネルギーコストの高騰に起因する物価上昇と人件費高騰により、当社を取り巻く環境は大変厳しい状況でございます。

こうした中で当社は、事業ポートフォリオの組替えの加速とともに、原点である『より多くのお客様に飲食を通じて感動・満足を提供し続ける』を合言葉にQSSCA（※）の向上により既存店の活性化を図るとともに、様々なコスト上昇に対応するためにも、付加価値の高い商品の開発を強化し、お客様に納得いただける価格政策により、お客様に選ばれ続けるための改善施策を実施してまいります。

また、新たなビジネス展開として、女性向けAIパーソナルトレーニングジム『FURDI（ファディー）』にフランチャイジーとして参入し、武蔵浦和にて1号店を開業予定です。

翌事業年度の業績の見通しにつきましては、売上高1,650百万円、経常損失135百万円、当期純損失140百万円を見込んでおります。

※ Q：クオリティ、S：サービス、S：スピード、C：クレンリネス、A：アトモスフィア

#### (5) 使用人の状況（2023年6月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
106名	16名増	48.7歳	11.1年

(注) 1. 上記使用人数には、パートタイマー及びアルバイトの期末人員数（8時間換算）53名は含んでおりません。

2. 使用人数が全事業年度と比べて16名増加しておりますが、2022年9月1日付で当社の完全子会社であった株式会社しんしん丸を吸収合併したこと等によるものです。

#### (6) 主要な借入先の状況（2023年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	300,000千円
株式会社日本政策金融公庫	150,000千円
株式会社埼玉りそな銀行	50,000千円
株式会社武蔵野銀行	16,666千円
株式会社三井住友銀行	4,997千円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,351,308株
- ③ 株主数 3,474名 (前期末比386名減)
- ④ 大株主 (上位10名) の状況

株主名	持株数	持株比率
佐藤 榮 治	1,358千株	35.65%
有限会社群青	954千株	25.05%
株式会社小室商店	81千株	2.12%
株式会社 埼玉りそな銀行	50千株	1.31%
かんなん丸 従業員持株会	47千株	1.25%
桑 野 義 正	40千株	1.06%
株式会社 武蔵野銀行	40千株	1.05%
サントリー社 株式会社	34千株	0.90%
阪 田 和 弘	28千株	0.74%
北 薫	27千株	0.70%

- (注) 1. 当社は、自己株式を539,761株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2023年6月30日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
野々村 孝志	代表取締役社長	
三留 雅広	常務取締役	営業本部長
佐藤 立樹	取締役	
佐藤 勇気	取締役	
佐藤 榮治	取締役	有限会社群青代表取締役社長
渡邊 力	取締役	
百合岡 雅博	取締役	長岡大学経済経営学部准教授
菊田 聡	常勤監査役	
羽根川 敏文	監査役	羽根川敏文税理士事務所所長
武田 明子	監査役	武田法律事務所(弁護士)

- (注) 1. 取締役百合岡雅博氏は、社外取締役であります。
2. 監査役羽根川敏文氏及び武田明子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役百合岡雅博氏及び監査役武田明子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役羽根川敏文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額を限度としております。当該責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。なお、当該責任限定契約につきましては、当社と社外取締役及び社外監査役との間で契約を締結することができる旨を定款で定めております。

#### ③ 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社役員であり、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は



当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	50,820 (1,350)	50,820 (1,350)	- (-)	- (-)	7 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	10,299 (4,800)	10,299 (4,800)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	61,119 (6,150)	61,119 (6,150)	- (-)	- (-)	10 (3)

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等の額につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の上限額を決定しております。取締役の報酬は、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、代表取締役により担当職務の内容、経営環境、業績への貢献度、従業員に対する処遇との整合性等総合的に勘案して、個人別報酬額を決定しております。監査役の報酬は、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、監査役相互の協議により、個人別報酬額を決定しております。

#### ⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ア. 取締役及び監査役の報酬等についての事項

取締役の報酬限度額は1994年3月27日の決議において年額金2億円以内（当該時点の取締役の員数6名）と決議されております。また監査役報酬は年額金2千万円以内（当該時点の監査役の員数1名）と決議されております。

##### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の報酬等の額については、取締役会より一任された代表取締役社長野々村孝志が、当事業年度の業績、各取締役の担当業務、実績等を総合的に勘案して決定しております。会社法上、株主様から委任されて経営する立場にある取締役のうち、経営責任者である代表取締役社長が上記に基づいて決定することが適切であると判断したためであります。

## ⑥ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役百合岡雅博氏は、長岡大学経済経営学部の准教授を兼務しております。当社と当該兼務の間には特別な関係はありません。
- ・監査役羽根川敏文氏は、羽根川敏文税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と羽根川敏文税理士事務所の間には、税理士顧問契約の取引関係があります。
- ・監査役武田明子氏は、武田法律事務所に在籍しております。なお、当社と武田法律事務所の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 百合岡 雅 博	就任後開催された取締役会12回全てに出席し、主にマーケティングの専門的見地から発言を行っております。特に店舗の業績改善に係る助言を行うなど、期待される役割を果たしております。
監査役 羽根川 敏 文	当期開催の取締役会13回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当期開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議を行っております。
監査役 武 田 明 子	当期開催の取締役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当期開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議を行っております。

# 貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>884,731</b>	<b>流動負債</b>	<b>241,310</b>
現金及び預金	808,482	買掛金	39,609
売掛金	39,855	1年内返済予定の長期借入金	36,042
原材料	12,794	リース債務	2,142
前払費用	18,502	未払金	65,818
未収収益	1,652	未払費用	20,910
短期貸付金	296	未払法人税等	4,916
その他	3,148	前受金	635
<b>固定資産</b>	<b>796,814</b>	預り金	21,356
<b>有形固定資産</b>	<b>515,097</b>	店舗閉鎖損失引当金	6,919
建物	257,595	賞与引当金	1,145
車両運搬具	402	資産除去債務	4,950
工具器具備品	30,295	その他	36,864
土地	213,034	<b>固定負債</b>	<b>585,447</b>
リース資産	1,601	長期借入金	485,621
建設仮勘定	12,168	繰延税金負債	8,915
<b>無形固定資産</b>	<b>12,955</b>	資産除去債務	90,910
電話加入権	12,955	<b>負債合計</b>	<b>826,757</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>268,762</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	30,995	<b>株主資本</b>	<b>846,644</b>
出資金	20	資本金	50,000
長期貸付金	40	資本剰余金	313,600
長期前払費用	4,310	資本準備金	88,500
差入保証金	198,032	その他資本剰余金	225,100
保険積立金	40,238	<b>利益剰余金</b>	<b>1,105,173</b>
その他	1,276	利益準備金	24,780
貸倒引当金	△6,152	その他利益剰余金	1,080,394
		別途積立金	1,280,000
		繰越利益剰余金	△199,606
		<b>自己株式</b>	<b>△622,129</b>
		評価・換算差額等	8,143
		その他有価証券評価差額金	8,143
<b>資産合計</b>	<b>1,681,545</b>	<b>純資産合計</b>	<b>854,787</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,681,545</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2022年7月1日から  
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		1,335,656
売 上 原 価		430,562
売 上 総 利 益		905,093
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,248,980
営 業 損 失		343,886
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	132	
受 取 家 賃	1,618	
補 助 金 収 入	5,956	
そ の 他	2,333	10,040
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	364	
そ の 他	47	412
経 常 損 失		334,258
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	65,844	65,844
特 別 損 失		
減 損 損 失	4,707	
店 舗 閉 鎖 損 失	10,464	
貸 倒 引 当 金 繰 入	7,826	22,998
税 引 前 当 期 純 損 失		291,413
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,935	
法 人 税 等 調 整 額	△840	4,095
当 期 純 損 失		295,508

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年8月25日

株式会社かんなん丸

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	今 井 修 二
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	小 原 芳 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社かんなん丸の2022年7月1日から2023年6月30日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月28日

株式会社 かんなん丸 監査役会

常勤監査役	菊田	聡
社外監査役	羽根川	敏文子
社外監査役	武田	明子

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当期の業績につきましては、事業環境の悪化等に伴う売上減少により、誠に遺憾ながら大幅な当期純損失を計上することとなりました。

また、その結果、繰越利益剰余金がマイナスとなりましたので、今後の事業展開を勘案し、別途積立金を取り崩すことにより損失の補填をさせていただきますと存じます。

#### 剰余金の処分に関する事項

- ①減少する剰余金の項目及びその額
  - 別途積立金 480,000,000円
- ②増加する剰余金の項目及びその額
  - 繰越利益剰余金 480,000,000円



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 事業目的の追加

当社の今後の事業展開及び事業内容の多角化に対応するため、現行定款2条(目的)に事業目的を追加するものであります。

#### (2) 補欠役員の選任

法令に定める取締役及び監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役及び補欠監査役の選任に関する規定を新設し、補欠取締役及び補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

#### (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 料理飲食店の経営</li><li>2. 食料品の販売</li></ol> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>3. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 料理飲食店の経営</li><li>2. 食料品の販売</li><li><u>3. スポーツ施設の経営</u></li><li><u>4. スポーツ用品の販売</u></li><li><u>5. カラオケ施設の経営</u></li><li><u>6. 前各号に附帯する一切の業務</u></li></ol> <p><u>第20条(補欠取締役の選任)</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 当社は、<u>会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議において補欠取締役を選任することができる。</u></li><li>2. <u>前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決</u></li></ol>

現行定款	変更案
<p>第20条～第27条 （記載省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>第28条～第35条 （記載省略）</p>	<p><u>議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条～第28条 （現行どおり）</p> <p><u>第29条（補欠監査役の選任）</u></p> <p>1. <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第30条～第37条 （現行どおり）</p>

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

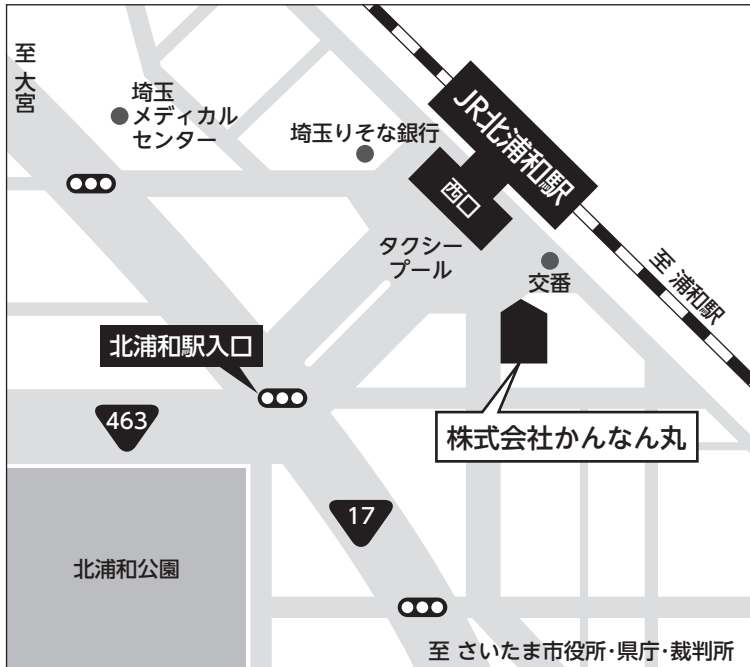
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
ほさか こうとく 保坂 孝徳 (1960年1月17日生)	1978年6月 太平洋興発株式会社釧路支店入社 2001年9月 株式会社ダイナック入社 2011年4月 株式会社ダイナック 人材開発本部長・管理本部副本部長 2016年3月 株式会社ダイナック 取締役管理統括本部長 2022年3月 株式会社ダイナックホールディングス 常勤監査役(現任)	一株
【補欠監査役候補者とした理由】 保坂孝徳氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、株式会社ダイナックにて長らく管理部門に携わり、財務経理及び人事に関する知見を有しております。 また、株式会社ダイナックホールディングスにて常勤監査役を務めており、専門的知見に基づく的確な助言と監査をいただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 保坂孝徳氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 保坂孝徳氏の選任が承認され、かつ同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額いたします。
4. 保坂孝徳氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。保坂孝徳氏が社外監査役として就任された場合、同氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。

以上

## 第46回定時株主総会会場ご案内図

場 所 埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目1番1号  
当社 本店3階  
電話 (048) 815-6699



(お知らせ)

株主総会当日にお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。